

羽田空港飛行経路見直しに関する質問と要望への回答

平成28年6月
国土交通省航空局

1 事故の未然防止措置として、どのような体制・システムを考えているか。

- 安全確保が第一という姿勢は今後も変わりません。
- わずかな危険の兆候も見逃さないため、機体整備の徹底、パイロットの技能維持や検査、地上からの安全支援など、何重にもわたる安全対策を取っています。
- また、安全に関わる情報を収集・整理・公表し、航空関係者で共有することによって予防的な安全対策に活用しています。
- 今後も引き続き、安全確保を第一に取り組んで参ります。

2 運行時間の変更等がある場合、検討段階で地元の説明する体制を作って頂きたい。

- 国際航空需要の現状を踏まえると、提案させていただいている15時から19時の時間帯での運用により、当面の航空需要に対応することが可能と考えています。
- 将来仮に運用時間の変更等がある場合は、検討段階で情報提供させていただきます。

3 「南風案2」で生じたインシデント（ヒヤリ・ハット）を全て公開する体制を作って頂きたい。

○ 航空機事故が発生する恐れがあると認められる事態（重大インシデント）は現在においても運輸安全委員会の調査対象となっており、その調査経過や結果については全て公開されています。

○ 重大インシデントの例は以下の通りです。

- ・ 閉鎖中又は他の航空機が使用中の滑走路からの離着陸
- ・ オーバーラン等、滑走路からの逸脱
- ・ 飛行中において接触等を回避するため緊急操作を行った場合
- ・ 航空機の航行の安全に障害となるシステムの故障
- ・ 乗組員が負傷等により運航中に正常に業務を行うことができなかった事態

など

4 運行開始6ヶ月前から開始後18ヶ月の騒音測定を、国交省の責任と負担で実施されたい。

○ 新飛行経路に関連して、騒音測定局の再設置やモニタリング結果のわかりやすい情報提供について検討を進めているところです。

○ 様々なご要望がありますが、全体の中で総合的に判断し、適切な対応を行っていく考えです。

5 原発事故対応のように、一定規模以上の事故災害補償は、国で行う体制とされたい。

- 万一事故が起こった場合、金銭的な補償は原則的には航空運送事業者が行うこととなっています。
- 航空運送事業者等について、その事業許可に際して、締結する保険契約の概要の説明を求め、事故の際に必要な損害賠償のために適切な保険契約が締結されているか確認をしています。
- 国土交通省としては、航空事故が発生しないよう安全確保を第一に取り組んで参ります。